岐阜市　岡崎市 和歌山市		四五二、六二一円
札幌市　前橋市 金沢市　富山市 松本市　長野市　福井市 岡山市　豊橋市 姫路市　北九州市 長崎市		四四八、四〇八円
栃木市　新潟市 徳島市		四三九、九八三円
上記以外の市町村		四三五、七七〇円

第七条第三項の表中「三〇、五三四円」を「三〇、五六三円」に、「二七、〇三九円」を「二七、〇六四円」に、「二六、〇九〇円」を「二六、一一四円」に、「二〇、六〇三円」を「二〇、六二二円」に改め、同条第四項中「五千八百九十五円」を「五千九百十五円」に、「千六十円」を「千六十三円」に改める。

第七条の二第二項中「五千八百九十五円」を「五千九百十五円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

告　示

○財務省告示第百六十一号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年四月六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年五月十三日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第五百二十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆九千六百九十億五千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千百九億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　四兆九千六百八十九億三千三百三十三万六千五百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千百八億九千五十四万九千三百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十七年四月六日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十九銭六厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十九銭七厘七毛

十二　償還期限　平成二十七年七月六日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十七年四月六日

○財務省告示第百六十二号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年四月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年五月十三日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第五百二十三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。